

一般社団法人アカデミア発バイオ・ヘルスケアベンチャー協会
定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人アカデミア発バイオ・ヘルスケアベンチャー協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(公告の方法)

第3条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 当法人は、アカデミア発バイオ・ヘルスケアベンチャーの推進を図り、その研究活動・事業を通じて福祉への貢献、経済・産業の活性化を図ることを主たる目的とする。

(事 業)

第5条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) アカデミア発バイオ・ヘルスケアベンチャーの発展に必要とされる制度及び事業の研究、情報提供、情報交換及び交流活動
- (2) 研究会、講演会、セミナーその他の会合の開催
- (3) 図書の作成及び刊行その他研究成果の発表
- (4) 国内外の関係機関及び研究機関との連携及び協力
- (5) 前各号に付帯する一切の事業

第3章 会員及び社員

(会員の種別)

第6条 当法人に、以下の4種類の会員を置く。

- (1) 個人会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 法人会員 当法人の目的に賛同して入会した法人又は団体
- (3) ベンチャー会員 前号の法人会員のうち、別に定める企業要件を満たす者
- (4) 賛助会員 前2号以外の法人又は団体で、当法人の趣旨に賛同し、事業活動を賛助するために入会した者

(法人の構成員)

第7条 当法人は、当法人の目的に賛同する個人又は法人若しくは団体であって、次条の規定により当法人の会員となった者をもって構成する。

(入 会)

第 8 条 当法人の会員になろうとする者は、別に定めるところにより申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第 9 条 当法人の事業活動に経済的に生じる費用は、入会金及び会費、寄付金、その他の収入をもって充当する。

(入会金及び会費)

第 10 条 会員は、別に定める入会金及び会費規程により、入会金及び会費を納めなければならない。

2 会員がすでに納入した入会金及び会費は返還しない。

(退 会)

第 11 条 会員は、別に定める退会届を提出することにより任意にいつでも退会をすることができる。ただし、1 か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除 名)

第 12 条 会員が、本定款その他の規則に違反し、若しくは当法人の名誉を棄損し、又は目的に反する行為をしたときなど除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の決議により当該会員を除名することができる。

2 前項の定めにかかわらず、当該会員が第 14 条に定める社員である場合は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第 49 条第 2 項に定める社員総会の特別決議による。

(会員の資格喪失)

第 13 条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
- (3) 第 10 条第 1 項の支払い義務を 6 か月以上履行しなかったとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

2 前項において会員資格を喪失した会員は、法人に対する会員としての権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

(社 員)

第 14 条 第 6 条第 1 項第 1 号乃至第 3 号会員のうち、当協会の社員として理事会の推薦を受け社員総会で承認された者をもって、一般法人法上の社員とする。

(社員名簿)

第 15 条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第4章 社員総会

(構成)

第16条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第17条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第19条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(議長)

第20条 社員総会の議長は、代表理事が務め、代表理事に支障があるときは、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第21条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第22条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該社員総会において選任された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印

する。

第5章 役員

(役員の設定)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上25名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち若干名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

(顧問)

第31条 当法人に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者、当法人に功労のあった者また理事経験者のうちから、理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。
- 3 顧問は、当法人の運営に関して代表理事の諮問に答え、又は代表理事に対して意見を述べる。
- 4 顧問の任期は、委嘱の都度代表理事が定めるものとする。
- 5 第30条の規定は、顧問について準用する。

第6章 理事会

(構成)

第32条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は代表理事がこれにあたる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事又は監事のうち2名は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作

成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の不分配）

第39条の2 当法人は剰余金の分配は行わない。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第40条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解 散）

第41条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第42条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附 則

（最初の事業年度）

第43条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年3月末日までとする。

（設立時の役員等）

第44条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は次に掲げる者とする。

設立時理事 森下 竜一 坂田恒昭 梅田 佳夫

設立時代表理事 森下 竜一

設立時監事 中森 巨

（設立時社員の氏名及び住所）

第45条 設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

森下 竜一 大阪府 * * * * *

坂田 恒昭 大阪府 * * * * *

梅田 佳夫 東京都 * * * * *

(法令の準拠)

第46条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人アカデミア発バイオ・ヘルスケアベンチャー協会の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和5年5月22日

設立時社員 森下 竜一 ⑩

設立時社員 坂田 恒昭 ⑩

設立時社員 梅田 佳夫 ⑩

沿革：

令和5年7月7日一部改施